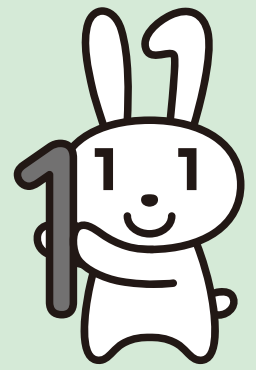


マイナンバー制度 よくある質問



平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用が始まるマイナンバー制度についてのよくある質問についてお答えします。

◆問い合わせ 市民課（名寄庁舎1階） ☎01654③2111（内線3110）

個人番号カード（マイナンバーカード）について

Q「通知カード」が届きましたが、どのようにしたらいいですか？

A通知カードは、あなたの個人番号をお知らせするものなので、大切に保管してください。「個人番号カード」の交付を受けるときに必要です。また、行政機関の窓口などの手続きに必要な場合があります。

Q「通知カード」の有効期限はありますか？

A有効期限はありません。

Q「通知カード」を紛失した場合、再交付は可能ですか？

A再交付は可能ですが、手数料がかかります。

Q「通知カード」は身分証明書になりますか？

A身分証明書にはなりません。

Q「個人番号カード」の交付申請はどのように行えばいいでしょうか？

A送られてきた個人番号カードの交付申請書に必要な事項を記入し、写真を添付の上、返信用封筒で送付してください。または、パソコンやスマートフォンでインターネットでの申請をしてください。

Q「個人番号カード」の有効期限はありますか？

A有効期限は発行日から申請者の10回目の誕生日までです。ただし、20歳未満の方は容姿の変化が大きいため、有効期限は申請者の5回目の誕生日までです。

※電子証明書の有効期限は、発行日から申請者の5回目の誕生日までです。

Q「個人番号カード」を紛失した場合、再交付は可能ですか？

A再交付は可能ですが、手数料がかかります。

Q「個人番号カード」は身分証明書になりますか？

A本人確認の際の公的な身分証明書として使用できます。

住民基本台帳カード（住基カード）について

Q住民基本台帳カードを持っていますが、継続して使えますか？

A住民基本台帳カードは平成27年12月3日(木)で申請受付が終了します。現在、お手元にある住民基本台帳カードは、有効期限まではそのまま使うことができるので、利用する目的（本人確認資料など）によっては、すぐに個人番号カードに切り替える必要はありません。また、住民基本台帳カードを利用した公的個人認証（電子証明書）を使用し、継続利用を希望する場合は、住民基本台帳カードの有効期限内であっても電子証明書の有効期限（現行3年）に達した時点で個人番号カードに切り替える必要があります。

※電子証明書の申請および更新手続きは平成27年12月22日(火)で終了します。

Q住民基本台帳カードから個人番号カードに切り替えたいのですが、どのようにしたらいいですか？

A住民基本台帳カードをお持ちの方で、個人番号カードに切り替えを希望される方は、個人番号カードの交付を受ける際に住民基本台帳カードを返却してください。個人番号カード交付のために窓口に来られる際は、住民基本台帳カードをお持ちください。

※住民基本台帳カードを忘れた場合、個人番号カードの交付ができないのでご注意ください。

Q運転免許証を返納すると、65歳以上の希望者に住民基本台帳カードが無料で発行されていましたが、これからはどのようになりますか？

A住民基本台帳カードの申請受付が平成27年12月3日(木)で終了することに伴い、運転免許証返納時の住民基本台帳カードの無料発行も終了します。これからは「個人番号カード」の申し込みをしていただくと無料で交付を受けることができます。